

広島県告示第九百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年十二月一日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 の名称	
	広島市西区都町四二番七号	生協基町居宅介護支援事業所	
		所在地	
		広島市中区基町一六番一七―二四四号	平成二〇年九月三〇日